

「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」に関する
市民の皆様の主な御意見と御意見に対する本市の考え方

1 「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」全般について（178件）

(1) 具体的施策（素案）全体の方向性に関すること 162件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
<p>【①:取組に賛同,期待】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都のまちと歴史と景観を守ることは私達の責任であり,その意味でもこの取組は大変意義がある。 ・ 施策の効果的な実施には体制,予算,現実的な運用が欠かせない。現実性のある施策となるよう期待する。 ・ これまでの新景観政策の運用を踏まえた正当な進化である。 ・ 今後も景観政策を進化させて,全国をリードする京都市として頑張ってもらいたい。 <p style="text-align: right;">など</p>	48	<p>今後も,条例改正に向けた手続を進め,条例改正後は,実施に向け,着実に取組を進めてまいります。</p>
<p>【②:施策の在り方,方向性等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単に景観を保全するのではなく,住民の生活,宗教的・精神的な価値も含めて,歴史的資産と一体になった京都全体を守ってもらいたい。 ・ 単に見た目の景観を整えるだけでなく,参道としての情緒,趣などを保全し,新たなにぎわいを創造するなどの取組が必要。 ・ 歴史的建造物の周囲には緑を増やし,観光客向けでなく,市民のくつろげる場所づくりをすべき。 ・ 規制,保全の観点より,リゾートフィーをとるなり,京都ナンバー以外の車を規制するような話が並行していないと,景観保全も進まない。 ・ 世界遺産の「顕著で普遍的な価値」を明らかにし,それらを損なう現状変更を許さない保存・管理の枠組みや体制を整備すべき。 ・ 世界遺産のバッファゾーンへの対策が見送られているが,樹木の保全に関する風致地区の厳格な運用や現行制度で可能な施策を早急にとるべき。 ・ バッファゾーンに居住する市民に対して,景観への意識を醸成する取組が必要である。 <p style="text-align: right;">など</p>	24	<p>京都市景観計画の基本方針として,地域の価値を高める景観政策を目指しています。</p> <p>また,京都市眺望景観創生条例では,「京都の優れた眺望景観は,優れた伝統や文化とともに市民生活の中に溶け込み,先人がその豊かな感性の下に,日々の暮らしの中で愛で,今日に継承されてきたものであること」,また,「自然,歴史的資産,町並み,伝統,文化等との調和を踏まえ,地域ごとの特性に応じ,適切に眺望景観を創生すること」を基本理念として掲げています。</p> <p>この理念に基づき,眺望景観を外観からのみ捉えるのではなく,具体的施策(素案)に掲げる「規制」「支援」「景観づくり」の3つの柱を一体的に進めることで,情緒の保全や賑わいの創造など,文化首都としてふさわしい景観づくりを進めてまいります。</p> <p>世界遺産のバッファゾーンについても,登録時から規制を設け,平成19年の新景観政策において強化するなど,一定の保全を図っており,引き続き,条例の理念等に基づき,世界遺産が備える「顕著で普遍的な価値」を踏まえた景観を創生してまいります。</p>
<p>【③:定義,運用等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「歴史的景観」の定義は何か。 ・ 見え方は人によるため,定義づける必要がある。 ・ なぜその境内と参道が選ばれたのか。 ・ 市は企業のために高さ制限や容積率の緩和をしないように。 ・ 一部の住民が一方的に自らの権利を声高に主張することがないように運用すべき。 ・ 反対の姿勢ではなく,より良いまちづくりとなるための,オープンにした仕組み・プロセスの公開が必要。 <p style="text-align: right;">など</p>	24	<p>「歴史的景観」とは,地域特有の歴史や文化と一体となって継承されてきた,寺社や御苑,庭園,歴史的な町並みなどによって形づくる景観を示します。</p> <p>そうした歴史的景観を保全するために,地域の歴史や風土,文化等,その地域で大切に守っていくべきものを市民の皆様や事業者,歴史的資産の所有者と共有しながら,今回の取組をはじめ,様々な制度の運用に努めてまいります。</p>

<p>【④: 具体的施策の進め方, 市民等との合意形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観政策に反対意見を持つ市民や事業者にもしっかりと耳を傾けて、施策を推進してほしい。 ・ 地域ごとに事情は異なるので、地域住民をはじめ、きめ細かく説明会を開くことが必要。 ・ 今回の意見募集で終了ではなく、改めて直接市民との対話の機会を設定すべきである。 ・ 今回集まった意見は、ホームページで公開し、市民で共有し、意見交換をするなど、市民参加の機会を発展させてほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	15	<p>今後、条例改正に向けた手続を進めてまいります。ただし、条例改正後、直ちに運用を開始するのではなく、6箇月間の周知期間を設ける予定です。</p> <p>区役所・支所とも連携しながら、地域の状況に応じ、丁寧に周知や意見交換等を行うとともに、それぞれの御意向等を踏まえ、支援やまちづくりを進めてまいります。</p> <p>なお、今回の市民意見募集において、数多くの御意見をいただいたことから、それらを要約・整理したものを本市のホームページで公開させていただきます。</p>
<p>【⑤: 周知や普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この施策によって何がかわるかが分からない。 ・ 意見募集冊子が分かりにくい。 ・ 景観制度が複雑なので、シンプルにまとめたパンフレットを作成してほしい。 ・ 歴史的景観の保全の重要性について理解を高めていただけるような普及啓発をお願いしたい。 <p style="text-align: right;">など</p>	25	<p>御指摘を踏まえ、具体的施策の内容はもとより、景観政策の全体像や意義・目的についても、市民の皆様や事業者等に広く、周知徹底を図るため、分かりやすいチラシやリーフレット等により、丁寧な周知を心掛けてまいります。</p>
<p>【⑥: 寺社以外の歴史的な建物, 町並みの保全等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寺社だけでなく、伏見の酒蔵などの大切な景観も守ってほしい。 ・ 近代建築は、文化財同様の保全のための対処ができるように制度作りを進めるべき。 ・ 寺社周辺だけでなく、それ以外にも京都らしさを守っていただきたい。 ・ 重要文化財指定された民家については、指定箇所から50m、少なくとも向こう三軒、両隣、更に後ろ三軒に対して、景観上の規制を講じるよう要望する。 ・ 史跡地の立場からすれば景観づくりは法に適合すれば良いと言うだけのものではなく、理解ある行政の指導(制限・後押し)が必要。 ・ 京町家を中心とした落ち着いた佇まいは、点で残すだけでなく、面として景観を維持してほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	15	<p>御指摘のとおり、京都市内には、寺社だけでなく、京町家や古民家、近代建築物等の貴重な歴史的資産が数多く残っております。</p> <p>これらで形成される地域の歴史的景観を守り、育て、点から線へ、さらに面へと広げるため、景観重要建造物等の指定や、これらの価値を地域で共有し、景観づくりやまちづくりに生かすための支援を積極的に行います。</p> <p>また、地域の歴史的資産や景観重要建造物等の周辺の建築計画に対する配慮を求めめるため、これらの情報をしっかり共有することができるよう「景観情報共有システム」の整備を目指してまいります。</p>
<p>【⑦: 規制と都市機能等のバランス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 守るだけでなく、京都のまちの活性化のため、規制を緩和すべきエリアは緩和するなど、メリハリをつけた景観政策を推進してほしい。 ・ 保存しているだけでは、100万人都市として、まちの活力や経済力を高めていくことはできないので、京都市南部や西部などのエリアは規制を緩和すべき。 ・ 規制のし過ぎは都市機能の低下につながると思うので、その調整は慎重に行ってほしい。 ・ 勾配屋根や塔屋の廃止などの影響により、省エネ型空調機等の設置が妨げられないようにするための緩和措置の検討が必要ではないか。 <p style="text-align: right;">など</p>	11	<p>新景観政策は、導入当時から、社会経済情勢の変化を勘案しつつ、絶えず政策の進化を図ることとしています。今後も、常に社会状況の変化等を踏まえ、必要な措置を検討してまいります。</p>

(2) その他 16件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
<p>【①:新景観政策の検証や将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新景観政策10年の節目に政策の全体像とこれまでの成果を市民に分かりやすく発表してほしい。 新景観政策を施行するとき、50年後、100年後の成果を見据えることが行われたのか。 効果が分かるように、取組による経年変化を分かりやすく示してほしい。 景観政策の展開は今後どのように予定されているか方針を確認したい。 1000年後の景観というならば、1000年後の姿を示すべき。 外観変更等では、もとの景観規制が守られているのは考えられず、その検証作業が必要。 <p>など</p>	11	<p>取組による経年変化については、毎年、取組の成果やデータを示した「景観白書」を発行しています。また、今年度は、新景観政策施行から10年になるため、市民の皆様や、事業者、関係団体の方々と、これまでの成果を振り返るとともに、今後の景観政策の展開について議論を深めるため、連続講座やシンポジウム等の各種事業を実施することとしています。</p> <p>加えて、新景観政策の10年を振り返り、政策の成果や今後の課題などを分かりやすくまとめたレポートを発行する予定です。</p>
<p>【②:寺社の責務、役割等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 寺社等も地域の資産として、地域と一緒に守り、活用していくまちづくりに、積極的に関わっていただきたい。 視点場等に指定された寺社等に対し、応分の責務を課すべきではないか。 <p>など</p>	5	<p>今回の取組は、寺社等とその周辺の景観を一体的に保全するものであり、その核となる寺社等と一体となって良好な景観づくりを進められるよう、連携強化を図ってまいります。</p>

2 柱1：建築物等の色彩やデザインについての規制と手続の充実について（217件）

(1) 規制と手続の充実の全般に関すること 46件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
<p>【①:取組に賛同、期待】</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都の景観を保全するために規制を強化することは、100年後の京都の景観を継承するために必要不可欠である。 京都のまちを守っていくに当たって、新たな手法を導入し、手続を充実する姿勢が大切である。 景観規制の基準の明確化など、ある程度統一した基準を明確に示すことで、市民や事業者等に分かりやすくなる。 より地域性を考慮した規制の基準となっており、良い取組である。 <p>など</p>	22	<p>規制と手続の充実等について、賛同する御意見を多数いただきましたので、地域の景観特性や将来像等を踏まえ、それぞれの地域にふさわしい規制について、引き続き、市民や事業者、寺社等に分かりやすく周知を進めてまいります。</p> <p>今回は、高さ規制や用途規制を強化するのではなく、「京都市眺望景観創生条例」を進化・充実させ、視点場を追加指定するとともに、新たに「景観デザインレビュー制度」を創設し、早い段階で協議を行うことにより、地域の景観特性に応じたデザインへと誘導し、眺望景観を創生することを目指しています。</p> <p>これらの協議の積み重ね等により、地域の目指すべき将来像が明確になった場合には、その地域にふさわしい用途や高さを具体的な規制に定めることを検討します。</p> <p>また、現在適法である建築物に対して、即座に改変していただくことは、大きな負担となるため、新たに建替えや外観の改変を実施される際に、新たな規制や手続を適用するものです。</p> <p>また、御指摘のとおり、基準や手続の強化だけでなく、それが実現されることが重要であることから、完了後の確認を遂行してまいります。</p>
<p>【②:更なる規制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本では、歴史的景観の保存の施策があまりにも手ぬるいと思っている。 色彩や素材についての規制が重要であるため、規制の在り方を検討してほしい。 今後、大幅な眺望空間保全区域の追加指定を期待する。 高さや容積率・建ぺい率について見直されないのは不十分。15m高度地区や近隣商業地域のままでは参道の景観は確保できない。 妙法と北山通は近いので、北山沿道の15m高度地区を下げるべき。 1000年先を見据えた取組として、既存不適格を認めるのであれば、規制がぼやけてしまう。 完了検査制度を充実させるべきである。 <p>など</p>	12	

<p>【③:デザイン基準の定め方と運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な建築計画を誘導するためには、画一的な基準に頼るだけでなく、景観レビュー制度の充実を望む。 ・ デザイン基準については、硬直化せず、弾力的な運用ができるようにすべき。 ・ 美観地区等のデザイン基準の充実も課題である。 <p style="text-align: right;">など</p>	12	<p>御意見を踏まえ、デザインの基準は、画一的に運用するのではなく、技術の進歩等を踏まえ、時代に応じた材料等やデザインについて、地域の特性を生かした提案を受けることとします。</p>
---	----	---

(2) 視点場の追加に関すること（境内の眺め、「しるし」への眺め） 51件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
<p>【①:追加指定に賛同, 期待】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視点場の追加については、少ないと感じるものの良いことだと思う。 ・ 視点場を追加することで、きめ細やかな景観保全につながる。 ・ 視点場を増やすことは賛成で、そのエリアに入っているが不便を感じたことはない。 <p style="text-align: right;">など</p>	22	<p>新たな視点場の追加指定等について、賛同する御意見を多数いただきましたので、引き続き、制度化に向けた手続を進めてまいります。</p>
<p>【②:視点場の更なる指定, 個別指定等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無鄰菴が入っていればよいと思う。 ・ 泉涌寺も入れてほしかった。 ・ 伏見稻荷大社も加えるべきではないか。 ・ 鹿王院は車折神社等とともに、近景デザイン保全区域の適用を強く求める。 ・ 寺社以外の新たなタイプの視点場についても、積極的に追加指定をするべき。 ・ 「大文字」への眺めの視点場を増やしてほしい。 ・ 境外塔頭の景観についても検討してほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	14	<p>また、更なる追加指定についての御意見をいただきましたので、平成28年度に提案募集を行った「守っていききたい歴史的景観」において、御提案いただいたもの等を踏まえ、寺社やそれ以外についても視点場への追加を含め、歴史的景観を守るための方策を継続して検討してまいります。</p>
<p>【③:追加指定に関する周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視点場を追加指定する寺社周辺の土地の所有者に対する説明を十分にしていきたい。 ・ 多くの人に周知してほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	4	<p>新たに視点場を追加する地域については、特に景観への影響が大きいことから、区役所・支所とも連携しながら、それぞれ地域の状況を踏まえ、丁寧に周知を進めてまいります。</p>
<p>【④:追加指定に対する懸念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近景デザイン保全区域の中と外で経済的負担や便益にも差が出る。市民を分断することは行わないでほしい。 ・ 承諾なしに個人の住宅が含まれるが、財産権の侵害に該当しないのか。 ・ 景観を重視するあまり個人の財産への規制が強過ぎることがないよう配慮いただきたい。 <p style="text-align: right;">など</p>	5	<p>優れた京都の眺望景観は、公共の財産として自然、町並み、伝統、文化等と共に守っていく必要があります。</p> <p>規制強化による権利の制限については、景観が公共性を持つものであることから、これまでも一定の御負担をお願いしており、その趣旨や地域の価値を高める活動への支援と併せて、丁寧に周知や意見交換を進めてまいります。</p>

<p>【⑤:基準の設定,近景デザイン保全区域の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視点場からの範囲が500mは広すぎる。2階建てなら200mでもよいのではないか。 ・ 平安神宮からの基準について、屋根の規制がないのは公有地の建築に対する事実上の緩和策となる。 ・ 醍醐寺については、新奈良街道から眺めた山並みなどの自然環境を守ることを切に望む。 <p style="text-align: right;">など</p>	6	<p>景観工学では、一般的に、視点場から概ね500mの範囲を、建築物等の材料や細部が視認できる「近景域」としており、これに基づき、500mといたしました。平成19年度に指定した既存の17箇所の寺社等においても同様に適用しています。</p> <p>しかしながら、地域の成り立ちやまともは、必ずしも500mの範囲に重なるものではありません。そのため、景観づくり・まちづくりの支援等については、近景デザイン保全区域の範囲に限定せずに進めてまいります。</p> <p>また、近景デザイン保全区域の基準は、それぞれの地域の歴史的資産、町並み、伝統、文化等との調和を考慮して定めています。</p> <p>御指摘の山並み等の環境保全については、風致地区条例等で現状変更の規制を行っていますが、自然環境の保護等も重要なことであり、今後、関係部局と連携してまいります。</p>
--	---	---

(3) 視点場の追加に関すること（参道や門前等） 22件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
<p>【①:参道等の追加指定に賛同,期待】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参道,門前等を視点場として追加することは大きな意味がある。 ・ 参道,門前は京都の優れた寺社文化と市民生活との接点であり,景観政策上,非常に重要。 ・ 醍醐寺参道等の眺めの基準(案)はとても良かった。 <p style="text-align: right;">など</p>	15	<p>寺社周辺の参道や門前,集落の通り,街道等で,貴重な歴史や景観を備える通りについては,これらの貴重な歴史的景観を保全するため,デザインの基準を定めるだけでなく,積極的に歴史的な建造物の保全に加え,歴史や文化を生かしたまちづくりの支援を行ってまいります。</p>
<p>【②:参道等の追加指定の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北野天満宮のような神社と東福寺のようなお寺の参道で,同じような規制になるのかは疑問。 ・ 参道等における近景デザイン保全区域の指定の仕方が分かりにくい。 ・ 高山寺,西芳寺,修学院離宮及び建仁寺には参道等の視点場がないが良いのか。 ・ 現に良好な景観の存する沿道だけでなく,これから景観づくりをしていきたいと考える地区も指定すべき。 ・ 参道は元来長く,清水寺から鴨川までや下川原通等,もっと長い範囲で指定されるべき。それによって由緒ある通りと景観の保全・活用につながる。 ・ 醍醐寺の「参道等」の候補である南側の通りは,参道として利用されることはなく,他の候補に比べて異質。指定の取り止めか予測される不都合に市が責任を持つべき。 <p style="text-align: right;">など</p>	7	<p>今回,参道等の視点場を追加しなかった高山寺,西芳寺,修学院離宮及び建仁寺のほか,北野天満宮及び西本願寺等については,参道等という「線」ではなく,集落が「面」として残っている特徴が色濃いところなどであることから,「面」としての周辺の景観保全について,引き続き,検討してまいります。</p> <p>また,参道等については,今後,大学や地域等との連携等により,歴史や成り立ち等を探り,その結果は,歴史的資産周辺プロファイルで紹介したいと考えております。</p> <p>なお,「参道等」の中には,参道ではない通りも含まれることから,「参道等」という表現を変更することを検討いたします。</p>

(4) 景観デザインレビュー制度の創設に関すること 86件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
<p>【①:取組に賛同,期待】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早い段階で情報を把握し、景観を保全するという仕組みは有効だ。 ・ 非常に良い取組である。 ・ 更に踏み込んだ姿勢が伺え評価する。 ・ 創設に期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>	13	
<p>【②:制度の在り方,公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助言書の内容は住民に公開し、異議があれば、市に申し立てできる機会を作るべきである。 ・ 「景観デザイン計画書」と「助言書」の閲覧は、どの段階でも、閲覧できることが必要である。 ・ 可能な限り建築主等にも参加してもらうべき。 ・ 対象は、近景デザイン保全区域だけではなく、重要界わい地区なども含める方が良い。 ・ 景観アドバイザーの選定基準と採用されたアドバイスの内容を明らかにしていただきたい。 ・ 他条例の手続と重複する場合、手間のかからないようにしてほしい。 ・ レビューという言葉は市民に馴染みが薄いので、日本語で「評価制度」の方が分かりやすいのでは。 <p style="text-align: right;">など</p>	30	<p>景観デザインレビュー制度は、地域の景観上の特色を踏まえた設計趣旨や概要を、早い段階で協議することを目的としています。</p> <p>その目的を達成しながら、事業計画や個人情報扱いを考慮し、景観法に定める概要書の公開の時期を踏まえて、計画書や助言書等を設定するものです。</p> <p>制度の運用にあたっては、実績等を踏まえたアドバイザーの人選や実践を通じた育成等に努めてまいります。</p> <p>また、新たに構築する制度であることから、市民の皆様や事業者、寺社等の御理解と御協力をいただけるよう、丁寧な周知と普及啓発に努めてまいります。</p>
<p>【③:アドバイザーの人選,制度の周知,普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地域の将来像を含め、まちをデザインできる技量、知見が求められる。選定や、場合によっては育成、研鑽も含め、熟慮いただきたい。 ・ 景観デザインレビュー制度が様々な立場の方に理解が得られるよう周知されることを期待する。 ・ 景観デザインレビュー制度は、大変良い試みと思うが、周辺住民の理解と協力が欠かせない。 <p style="text-align: right;">など</p>	7	<p>御意見を踏まえ、制度の趣旨を分かりやすく周知するために、日本語の名称を添えることを検討いたします。</p>
<p>【④:住民の参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般市民や寺社関係者や周辺住民などの利害関係者が参画できるようにしてはどうか。 ・ 「現場調査」は市の担当者だけで行うだけでなく、「住民」と合同で調査するべきである。調査後も「住民」と事業者が協議する会を開催するなど、積極的に住民参加の機会を作ることが大事である。 ・ 古都京都の風情が失われていることにも着目し、京都市が市民の声に寄り添う行政、住民の生の声を生かす仕組みづくりを求める。 ・ 審議会では、市民に審議会の場内において正式に意見を述べる機会を与えるべき。 <p style="text-align: right;">など</p>	17	<p>歴史的景観を保全するためには、それぞれの地域で大切に守っていくべきものを共有するだけでなく、それを発信することが重要です。</p> <p>このため、地域の景観の特性を共有するための「歴史的資産周辺プロフィール」の作成や、景観デザインレビュー制度に地域住民の皆様の御意見を反映させる仕組みを検討してまいります。</p> <p>なお、住民参加による景観づくりに関しては、「地域景観づくり計画」に基づく意見交換を行っていただく制度として「地域景観づくり協議会制度」を推進しておりますので、引き続き、指定に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>なお、住環境への影響が大きいものについては、「京都市中高層建築物等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」に基づき、説明会を実施することとしています。</p>

<p>【⑤:担保性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従わない場合の措置が、勧告と公表だけでは、実効性を確保できないのではないか。義務を課したうえで、命令等までは考えられないか。 法的に強制力をもっと持たせた制度にしてはどうか。 粘り強く議論して、結果を出してほしい。双方が納得するまで確認申請を通さない程度に真剣な対応をされてはいかがか。 <p style="text-align: right;">など</p>	11	<p>今回の景観デザインレビュー制度の対象エリアは、既に、高さ規制に加え、風致地区や美観地区等のデザイン基準を定めており、一定の景観保全は担保されています。</p> <p>その中で、景観デザインレビュー制度は、神社等の周辺における地域の景観特性を生かした良好な計画へと誘導するために、計画の構想段階において本市や専門家と協議を行い、地域の景観特性を共有することとしております。</p> <p>専門家からの助言等について、計画に反映していただけるように、できる限りの誘導を行ってまいります。</p>
<p>【⑥:レビュー制度に係る日数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 手続に要する日数は45日以内と限定すべきでない。 配慮すべき事項が明確になるのは良いが、建築主にとっては、規制が厳しくなり手続も増えて負担が増えるので、日数は少し配慮してほしい。 レビューには賛成だが、事業スケジュールに影響が大きい。他の事前協議と関連するので十分配慮のうえ運用されたい。 <p style="text-align: right;">など</p>	4	<p>建築主の負担を考慮するとともに、事務的に必要な日数を想定して45日という期間を算定したのですが、それよりも早く協議が整ったものについては、直ちに景観の手続に進んでいただくことを想定しています。</p> <p>また、御意見を踏まえ、「景観アドバイザー協議会」の日程を予め公表するなど、負担をできるだけ軽くするための措置について、検討してまいります。</p>
<p>【⑦:職員力の向上, 育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政担当者のデザインに対する資質や力量が、最も重要になる。担当者の見識の育成を大切に考えてもらいたい。 京都市の景観部局のスタッフを専門家として養成することが求められる。 <p style="text-align: right;">など</p>	4	<p>「歴史的資産周辺プロフィール」の作成や更新、景観デザインレビュー制度の経験を通じて、組織として、歴史的景観に関する知識やノウハウの蓄積に加え、職員の育成を進めてまいります。</p>

(5) 擁壁のデザイン基準等に関すること 6件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
<p>【①:擁壁の基準等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 擁壁の高さ5m以下では、高すぎるのではないか。3m以上は2段擁壁とするなどして圧迫感に対する配慮を求めることはできないか。 擁壁に関するデザイン基準を明確化することは賛成である。形態意匠のデザイン基準を設けることで歴史的景観との調和が図られることを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>	5	<p>今回は、擁壁の高さだけではなく、「山並みその他の背景を大幅に隠さないこと」等の基準を定めますので、地域の状況に応じた適切な配慮を求めてまいります。</p>
<p>【②:景観計画の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各計画の地域別方針の充実に際しては、知見の深い方々に十分に意見をいただきながら進めてほしい。 	1	<p>景観計画等の地域別方針の充実につきましても、美観風致審議会及び都市計画審議会への意見聴取を行う予定としており、各審議会での御意見を踏まえ、地域の景観特性に応じた計画を適切に誘導するための指針となるよう、進めてまいります。</p>

(6) その他 6件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
【①: 広告物規制等】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店の「のぼり」等は地域活性のため、厳しい規制をするのには反対。 ・ きつい色彩の建物や看板は禁じるべき。シックな色彩やデザインに建物や看板を統一すべき。 ・ 路線バスのラッピングは目立ち過ぎます。 <p style="text-align: right;">など</p>	4	<p>本市では、京都市内全域を地域に応じて、きめ細かに21種類の規制区域に指定し、既に厳しい広告物規制を行っており、今回の見直しでは、新たな規制は考えておりません。</p> <p>御意見や御提案は、今後の広告景観づくりの参考とさせていただきます。</p>
【②: 規制強化に対する支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観での規制に対応するために増額となった場合は補助金を設けてほしい。 ・ 景観の基準を遵守するのは過大な負担を施工業者に強いることにならないか。 	2	<p>今回の規制内容の見直しによって、直ちに既存建築物を改修していただく必要が生じるものではありません。</p> <p>主に新築される場合や外観を変更するような改修等に適用するものですが、これまでも地域の景観特性に応じた基準にて運用していることから、今後も制度の趣旨を御理解いただけるよう、丁寧な周知を図ってまいります。</p>

3 柱2：歴史的な建造物等の保全やより良い景観へと誘導するための支援策の充実について（166件）

(1) 支援策の充実の全般に関すること 65件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
【①: 取組に賛同、期待】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制だけではなく、困っている社寺に補助金を出してでも守ってほしい。 ・ 支援策については補助制度が拡充されることが望ましい。専門家派遣などの制度も必要だと考えるが、抜本的には「資金」の問題がある。 ・ 景観重要建造物等の指定拡大に合わせ、財政の課題もあるが現行の補助制度の拡充も必要。 ・ お金の支援をするから一緒に守ってほしいと所有者に訴えなくては、保全はできない。 <p style="text-align: right;">など</p>	20	<p>御意見のとおり、支援の充実については、地域における歴史的景観の核となる伝統的な建造物など、支援対象の考え方を明確にすることが必要だと考えており、「景観情報共有システム」等において、それらの建造物に関する情報提供を積極的に行うとともに、支援の効果を公表します。</p>
【②: 支援策の更なる充実の検討等】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 単に財政的な支援だけに頼るだけでなく、市民の機運を盛り上げる支援策を充実してほしい。 ・ 当事者や関係者の意見を聴き、現状を十分把握したうえで、支援策の拡充を検討してもらいたい。 ・ 全ての寺社を支援する必要はないと思うが、公的資金を投入する以上、支援対象を的確に見極め、市民にとっても恩恵があるような支援策の充実を望む。 ・ 個人の持つ「古民家」や「社家」にも同様に補助が必要である。 ・ 改修修復への補助、建物だけでなく土地への固定資産税の減免等が必要。 <p style="text-align: right;">など</p>	23	<p>このようにして、市民の皆様の理解を得ながら、地域の景観の核となる景観重要建造物等を拡充してまいります。</p> <p>また、景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物については、平成28年11月から家屋及びその敷地に係る相続税評価額が30%控除されることとなりました。引き続き、歴史的景観の保全の観点から、有効な支援策の検討・研究を継続してまいります。</p>
【③: 支援の財源確保】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 神社に対する資金補助に観光税を充当し、神社も拝観料を徴収する等の後押しができないか。 ・ 京都の景観を守るための負担は広く日本や世界の方にも負担していただくべきである。 ・ 京都市で検討されている「宿泊税」の一部をこうした支援策の財源にしてはどうか。 <p style="text-align: right;">など</p>	11	<p>景観的に重要な寺社や伝統的な建造物等の維持、保全への支援に必要な財源につきましては、様々な可能性を検討・研究してまいります。</p>

<p>【④: 支援の在り方, 周知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 50年, 100年後も建物を保存していくことが前提なら, 補助や助成でなく, 建築物そのものの多様な利活用を支援し保全のための収益を確保できる仕組みが必要。 修理費の補助だけでは限界があり, もっと踏み込んだ施策が求められる。 現行のような1年前に申請しないと補助金が得られないという仕組みでは, 急な保全に対応できない。応急措置が確保できる仕組みづくりが必要である。 利用するのにその申込等手続が煩雑ならば, あまり意味がない。 寺社等の歴史的建造物の保全及び境内の樹木の維持管理等については, 周辺地域の方々の理解と協力がとても重要だ。 本来建物を残すことは, 規制の下ではなく, 残したい気持ちから自発的になされるべきなので, 「京都を彩る建築物」の制度を併せて活用されたい。 など 	11	<p>将来にわたって伝統的な建造物を保全するためには, 補助や助成だけで建物を保全することは困難であり, 専門家の派遣などを通じて, 総合的にその維持について相談を行うことが必要と考えます。</p> <p>一方, 本市では, 伝統的な建造物を保全するための様々な指定制度や助成制度を設けており, 景観上の制度だけでなく, 住宅の耐震化や空き家の活用, 京町家の保全・継承策の取組と連携し, 支援策を分かりやすく, 積極的に周知してまいります。</p>
--	----	---

(2) 景観重要建造物等の指定拡大に関すること 18件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
<p>【①: 建造物指定に賛同, 期待】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的な建造物の保存のために, その持ち主や利用者を援助することは進めていくべきだ。 景観重要建造物など, 指定以外の, 歴史的建物への支援を明確にしてほしい。 一定の公共性が認められているのであるから, 今後も積極的な支援をすべき。 など 	7	<p>景観重要建造物や歴史的風致形成建造物は, その地域の景観の核となるものや, 地域の歴史等を引き継ぎ, それらを核として地域づくりにつなげるために指定するものです。</p> <p>寺社や周辺の古民家等を含め, 今後の地域の景観づくりに重要な役割を担う建物については積極的に指定し, それらの維持の支援を行ってまいります。</p>
<p>【②: 指定の在り方, 利用促進等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 残すべき近代建築物も多く存在する。文化財級でないものも救えるようにしていただきたい。 耐震や省エネの助成制度等と併行して制度利用ができるよう整備いただきたい。 景観重要建造物等を相続された方への啓発などもがんばっていただきたい。また, こうした建物の活用事例なども積極的にアピールをお願いしたい。 指定によって何が良くなったかという情報公開と制度の売り込みが必要。 など 	11	<p>また, 指定や支援の効果を広めるためにも, 「景観情報共有システム」を構築することで, それらの景観的な特徴や歴史的な価値を情報発信してまいります。</p> <p>更に指定した建築物等を, それをモデルとした柱1の景観の誘導や柱3の景観づくりをしっかりと進めることで, 所有者や地域それぞれにおいて効果が実感できるような取組を進めてまいります。</p> <p>また, 「界わい景観整備地区」の制度等, 面として残したい地域を対象とした周知や説明を積極的に行います。</p>

(3) 保存樹の指定の推進に関すること 25件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
<p>【①:保存樹指定に賛同,期待】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保存樹の指定はぜひしていただきたい。 樹木は,建物や付属の塀などよりも重要度が低く見られがちなので,支援対象にあがることで一般人にも何気なく目にする景観の一部として必要だと気付いてもらえるといい。 樹木に対して助成等の支援を行うことはとても良い。しっかりと周知し,活かしてほしい。 など 	7	<p>現在「京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づく保存樹の指定を平成28年度末時点で34件39本を行っております。</p> <p>今後とも,この制度を有効に活用し,27のエリアや寺社内の樹木を含め,平成11~12年度にかけて選定した「区民誇りの木」等を中心に,地域に存在する樹木,景観上重要な樹木等を守り,その良好な育成のための支援を進めてまいります。</p>
<p>【②:保存樹の指定方針,樹木の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観上重要な樹木等は,指定ではなく,申請方式にするべき。 保存樹は市長の指定するもののみではなく,住民と共に定めるシステムがほしい。 積極的に指定するのであれば,ひとまず公有地にある景観上重要な樹木を指定してはどうか。 樹木の保全や維持に市民・事業者やNPOが参加できる仕組みも検討していただきたい。 保存樹の維持管理のための助成とあるが,建物と違い生きている樹木の判断は難しい。 一定の要件を設け,その要件を満たす樹木について伐採の届出制度や保全のための事前協議を義務付ける制度を創設すべきである。 大木を保全するには地上部だけでなく,地下の樹根を健全に保つことが大切で,そのリスクをできる限り排除することが重要である。 など 	18	

(4) 専門家派遣制度の拡充に関すること 26件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
<p>【①:専門家派遣制度の拡充に賛同,期待】</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門家の派遣など,景観を守るための総合的な支援を行うことは有効である。 日頃から気軽に相談ができる地域の専門家がいれば良い。 専門家の派遣制度など所有者のニーズに合わせた対応は今後更に必要になる。 所有者と専門家との信頼関係が築けるかが重要なポイントである。多様なニーズに対応できる実効性のある派遣制度になることを期待する。 など 	14	<p>文化財の指定の有無にかかわらず,伝統的な建造物の歴史的・文化的な価値を踏まえた適切な維持管理や活用について,実績のある専門家等と連携してまいります。</p> <p>また,今回の専門家派遣は新たに創設するものであり,相談等の実践を通じて,様々なニーズに対応できる専門家の育成,拡充を目指します。</p>
<p>【②:専門家派遣制度の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援が充実するのは良いと思うが,(補助制度には)自己負担も必要であり,専門家にはそうしたことも丁寧に説明し,利用していただけるようじっくりと対応してもらえるようお願いしたい。 資金計画等に係る専門家派遣も必要である。 など 	6	
<p>【③:専門家の人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援は,この取組を周辺住民が協力しようとするための大切な要素であるため,派遣するアドバイザーの力量が重要である。 本当に必要な場面である程度の人数を確保できるのか。 専門家,特に若い世代の専門家の方々も実践に取り組み,経験を重ねることでレベルアップしていくプロセスが必要。 など 	6	

(5) 歴史的資産周辺プロフィールの作成・公開に関すること 23件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
【①:プロフィールの作成に賛同、期待】 ・ 価値の重要性を共有することは非常に有効であり、本制度を多くの方に知ってもらうことが大切。 ・ 掲載する情報については建築デザイン、外構デザインの方々に意見を聞きながら検討してより良いものにしてもらいたい。 ・ 実務者が読み解いて設計に反映できる情報でなければ無用の長物となる。 ・ 事業者側としては、地域がどのように考えているかを直接聞きに行かなくても調べられる状況にあるのは良い。 など	16	御意見を踏まえ、市民や事業者に分かりやすいプロフィールの作成を心掛けます。 また、地域で大切に守っていきたいことを反映できるよう、寺社や地域と連携するとともに、適切に更新する仕組みを検討してまいります。
【②:プロフィールの内容】 ・ 建築を行う者にとって必要な情報を不足なく提供してほしい。 ・ 景観の情報を公開する際には、その地域、京都の植生の情報も必要だ。 ・ 景観的に工夫された柵やブロックなどの製品情報も載せれば、設計者も参考になり、より工夫が考えられる。 など	7	

(6) 京都市優良デザイン促進制度の積極的な運用に関すること 3件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
【①:制度の推進等】 ・ 優良デザイン促進制度も景観デザインレビューと同じように部分的にでもどのような議論があるのかを知ることはできないか。 など	3	これまでの優良デザイン促進制度での議論で、より地域特性に応じた計画となった案件も多数あります。更なる利用促進に向けた周知を図るとともに、事例等を紹介するなど、引き続き、積極的な運用を進めてまいります。

(7) その他 6件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
【①:寺社等の実態把握と自主努力等】 ・ 各寺社にヒアリングし、現状で何が悩みか把握する必要がある。 ・ 社寺の資金繰りの問題が最大の問題。一度に問合せでも対応できる体制づくりが必要。 ・ 守っていくための負担が大きく支援が必要なのは理解できますが、寺社等については自らが守るという意識を持ってやっていただきたい。 ・ 税金を投入するなら、歴史的資産の所有者は、その資産の市民への積極的な公開が必要だ。 など	6	地域の歴史的風致や景観形成のために、核となる寺社については、建築物や樹木の指定や助成、専門家の派遣を行ってまいります。一方で、指定や支援を行った建築物や樹木については、景観情報共有システム等で広く情報発信することで、周辺の景観づくりのヒントとなるよう、それが備える歴史的風致や景観の特徴等を広く知らせること等への協力を求めています。 なお、歴史的風致形成建造物については、指定建物は、公開することで、その地域の歴史的風致を広めていただくこととしています。

4 柱3：市民や事業者、寺社等との協働による景観づくりの推進について（149件）

(1) 景観づくりの推進の全般に関すること 80件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
<p>【①：景観づくりの推進に賛同、期待】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域が協働して地域の景観や特徴を考え、将来像を共有されることで、景観づくりやまちづくりが進み、地域が自律的に発展すれば良い。 ・ その地域に住まう人、事業する人が自らまちのことを考えるきっかけとして良い取組だ。 ・ そこに住んでいる市民や寺社等と十分に連携し、それぞれの地域の特性を大切に景観づくりを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>	23	
<p>【②：景観づくりの推進に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域景観づくり協議会という名称にこだわらない支援をお願いしたい。 ・ 地域景観づくり協議会制度が市民・事業者理解され、市内各地に設立されるよう、景観まちづくりセンター等による支援の拡充をお願いする。 ・ 地元で苦勞が生じることに對しても、障害を乗り越え地域をあげた取組となるよう有益なインセンティブを設定してほしい。 ・ 対象区域の地域住民の意識の向上も重要であり、地域景観づくり協議会への誘導など、地域住民の積極的な参画も促してほしい。 ・ 反対運動から生まれるものに加え、地域の歴史的資産やまちの特徴を生かしたまちづくりを目指す協議会が生まれるよう、行政の力を借りながら活動したい。 <p style="text-align: right;">など</p>	19	<p>景観づくりの推進について、賛同する御意見を多数いただきましたので、本市としても、景観づくりの推進に向けた支援を積極的に行うとともに、地域の景観に関心を持っていただくように、そのための機会や仕組みづくりを進めてまいります。</p> <p>また、地域で守るべきものを市民の皆様や事業者、寺社等と共有するために、京都の優れた景観が公共の財産として認識していただくよう、協働による景観づくりをしっかりと進めてまいります。</p>
<p>【③：景観づくりの在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域景観づくり協議会を否定するものではないが、少しハードルが高い気がするので、もっとオープンに集まった市民と市あるいは事業者とが話し合うシステムが必要。 ・ 誰でも、いつでも参画できて、自由に意見等が述べることでできる地域景観づくり協議会制度の創設を望む。 ・ それぞれの地域で住民と行政が手を組み、まちづくりを行うことで、密なコミュニティができ、様々な人の景観への考え方も変わっていくと思う。 ・ それぞれの意見がうまく反映されるようなスキームを考えてほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	13	
<p>【④：景観づくり・まちづくりの担い手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都のまちを、市民・寺社等が主体となって皆で守っていくということが大切だ。 ・ 高齢者の方々のお力をお借りし、費用を抑えたまちづくりができないものか。 ・ NPOや市民団体と行政との連携を持続的に図ってほしい。 ・ 仁和寺門前まちづくり協議会のように地域住民の方々が地域の文化財所有者と共にまちづくりに参画していくことが重要だ。 ・ 若い方々や子ども達など、これからも神社を支えていただける人たちが、気軽に、また、積極的に関わることができる仕掛けができないか。 <p style="text-align: right;">など</p>	19	<p>御意見のとおり、景観づくりを推進するためには、多くの人々のサポートが必要不可欠であることから、景観整備機構や区役所・支所等とも連携しながら、景観に関心がある市民だけでなく、誰もが景観について考える機運づくりの醸成に努めてまいります。</p>

<p>【⑤: 景観に関する教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な景観がもたらすメリットについて、広く市民、とりわけ小中学生など成長世代の方々を知ってほしい。 ・ 授業で景観が取り上げられるようになれば良い。 ・ 普及啓発活動の中には、子ども達への働きかけも行っていたきたい。 <p style="text-align: right;">など</p>	6	<p>御意見のとおり、子どものうちから、景観やまちづくりに関心を持ってもらうことは重要な視点であり、また、京都の景観を後世に継承するためにも必要不可欠と考えておりますので、関係部局とも調整したうえで、積極的に検討を進めてまいります。</p>
---	---	--

(2) 景観情報共有システム（ウェブGIS）の構築・公開に関すること 33件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
<p>【①: システムの構築に賛同, 期待】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域にとってその景観がいかに大切かを外部からのデベロッパーなどに知らせるのには役立つかもしれない。厚みと工夫された編集を期待する。 ・ 現在、景観規制の厳しい地域に住んでいても、具体的にどのような配慮が必要なのか見えづらい部分もあるので、気軽に景観に関する情報にアクセスできるようになれば良い。 ・ 色々な地方の人達にも見てもらえるので、意見交換も含めて関心の高いものになるだろう。 ・ 双方向の意見交換ができる仕組みとなりうるシステムの構築は効果的。 <p style="text-align: right;">など</p>	16	<p>御意見のとおり、景観に関する様々な情報について、市民の皆様をはじめ、事業者や寺社等と共有することは、歴史的景観を保全するうえで、必要不可欠な観点と考えておりますので、効果的かつ、視覚的にも分かりやすいシステムとなるよう、構築に向けた検討を深めてまいります。</p>
<p>【②: システムの内容, 在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民だけでなく設計者や施工者など、どんな人が見ても分かりやすく飽きないような作り込みをしてほしい。 ・ 古い写真や絵図なども当地の景観デザインを考えるうえで有効に活用できる。過去から現在までの町並み景観の情報を随時蓄積していつかはどうか。 ・ 英語でも情報発信できるようにすべきである。 ・ 経済的に厳しい寺社の情報も拡散して、遷宮に利用可能な寄付金を集めることはできないか。 ・ 市民の意見や情報の投稿が積極的になされるとは考え難い。 <p style="text-align: right;">など</p>	17	

(3) 地域景観づくり協議会制度等の推進に関すること 11件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
<p>【①: 地域景観づくり協議会制度の方向性等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域景観づくり協議会制度を推進することは非常に重要である。 ・ 地域景観づくり協議会の意見についても、デザインレビュー制度に基づく助言と同様に、景観法に基づく認定に係る審査の際の考慮事由とすべきである。 ・ 視点場がある地域において、協議会結成を促進していくべきである。 ・ 地域景観づくり計画に、地域の開発・建築の法的基準となるような効果を持たせる必要がある。 ・ せっかく協議会が組織できても、協議され、約束された事項に強制力がなく、事業者によって履行される保証がないことは、住民軽視である。 <p style="text-align: right;">など</p>	11	<p>御意見のとおり、寺社周辺の歴史的な景観を保全するためにも、今回、視点場に追加する地域をはじめ、本市から積極的な働きかけを行うとともに、協議会の設立及び運営等に対する支援を検討してまいります。</p> <p>また、地域景観づくり協議会制度がより有効に機能するための方策についても、検討を進めてまいります。</p>

(4) 地域状況に応じた都市計画制度の導入の検討に関すること 5件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
<p>【①:都市計画制度の導入の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の観点から建築物ごとに個別の対応を検討、支援していくことも必要である。 ・ 伝統的な建築物を活用し、地元住民の意見を踏まえた都市計画制度が運用できるのであれば、有意義な制度である。 ・ きめ細やかな高さや容積率・建ぺい率、用途地域の指定や地区計画の策定が必定である。 <p style="text-align: right;">など</p>	5	<p>御意見のとおり、地域の将来像や特性・価値を明らかにしながら、地域ごとの歴史や伝統、文化の特色を生かしたまちづくりが進められるよう、歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致維持向上地区計画」の活用等について、検討を進めてまいります。</p>

(5) その他 20件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
<p>【①:事業計画の協議段階等における市民の参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 価値に影響を与える可能性がある計画に関しては、事前に検討内容を公開し、住民側から公式に意見を聞く場を設けるよう、関係条例の整備を進めるべき。 ・ 話合いの場では一般住民の意見に真剣に耳を傾け、取り入れていく努力が大切。 ・ インターネット上等で情報を公開するだけでは、市民としては協働し、参加している感がない。もっと、市民を手続の中に入れてしまってはどうか。 ・ 地域の歴史や景観をつくってきた住民がその地のことを一番知っているし、また、影響を受けるのも住民だから、計画当初に具体的説明を受け、意見を出す場を設ける必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p>	20	<p>本市では、市民の皆様と共に創造する景観づくりに関する仕組みを整備するため、平成23年に「地域景観づくり協議会制度」を創設しました。協議会制度以外にも、地区計画制度や景観協定といった手法が存在しますが、いずれにしても、地域住民の皆様が地域特性に応じて特性・価値や将来ビジョンを共有することが重要であると考えております。</p> <p>そのため、本市としても「地域景観づくり協議会制度」の設立に向けた支援を積極的に行うとともに、特性・価値を「景観情報共有システム」に反映するなど、市民や事業者、寺社等との協働による景観づくりを今後も推進してまいります。</p>

5 その他（60件）

(1) 各種政策との連携等に関すること 23件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
【①:無電柱化の推進等】 <ul style="list-style-type: none"> 道路の美装化や無電中化, バリアフリー化など, 民間だけでなく, 市が率先して良好な景観を創造する取組をすべきである。 知恩院門前周辺(神宮道)の電線, 電柱は, 青蓮院のクスノキの景観を損ねており, 観光バスが多く通る道であるため危険であるので, 無電柱化を進めてほしい。 電柱及び電線の管理者も積極的に景観づくりに取り組むべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>	10	<p>建築物だけでなく, 道路等の公共施設や道路内の工作物, 電線, 電柱等も, 歴史的景観を構成するうえで重要な要素と考えております。</p> <p>これまでから, 世界文化遺産等の周辺地域や京都らしいたたずまいを有する地域の道路において, 無電柱化や舗装の美装化等を実施しており, 引き続き, 取組を進めてまいります。</p>
【②:関係部局との連携】 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画局だけでなく他部署との連携を望む。 文化財との関わりや, 観光との関わりなども検討してほしい。 京都市の歴史的な景観を保全するため, ワンストップの窓口を設置してほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	5	<p>御意見のとおり, 公共施設, 文化政策, 観光振興, 防災対策など, 各種政策との連携が重要であり, 本市では, 歴史まちづくりの推進に関する庁内連絡会議を開催しております。</p> <p>歴史的景観の保全の観点からも重要な視点であることから, 関係部局と更なる連携を図ってまいります。</p>
【③:観光対策】 <ul style="list-style-type: none"> この施策で構築された枠組みを観光施策で活用してほしい。 観光客の増加による地域住民への対応や支援について考えてほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	5	
【④:防災対策】 <ul style="list-style-type: none"> 近隣民家は常日頃から神社と連絡を密に保つべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>	3	

(2) その他 37件

市民の皆様の御意見要旨	件数	本市の考え方
【①:個別案件等】 <ul style="list-style-type: none"> 岡崎公園には建物を建てず, 落ち着いた緑の景観が東山へと続くように, 岡崎公園の緑をもっと増やしてほしい。岡崎公園でのイベント量の規制をしてほしい。 京都会館再整備に関わる経過やその結果について, 当事者としての非を認め, 反省の上で立てこそ, 規制を進める資格がある。 <p style="text-align: right;">など</p>	20	<p>本市では, 平成23年3月に策定した「岡崎地域活性化ビジョン」に基づき, 「地域資源を結び, 岡崎の総合的な魅力を高める, 保全・創造の景観・まちづくり」や「多くの人々が訪れたい新たな賑わい創出」等に取り組んでいます。新たな建築物を除外するのではなく, 東山の山ろくであることや, 優れた近代建築物が集積するエリアとして, ふさわしい眺めを創出することを目指しています。</p>
【②:その他】 <ul style="list-style-type: none"> 建築・土木等の仮設足場シートへのカモフラージュ的なプリントを施し, 景観への配慮を行っている事例があるが, 何かしら支援する取組があれば見栄えが変わってくるのではないかと。 <p style="text-align: right;">など</p>	17	<p>その他の御意見や御提案は, 今後の景観政策を検討, 実施していく際の参考とさせていただきます。</p>